

令和7年度府中市集団指導資料

居宅介護支援編

（地域福祉推進課）

【目次】

1 ケアマネジメント業務フローについて

はじめに

～ケアマネジメント業務フローと基本サイクルの確認～

2 各手続き時の注意したいポイント

指摘事例による注意点の紹介

重要事項の説明及び契約時

アセスメント実施時

居宅サービス計画原案作成時

サービス担当者会議実施時

居宅サービス計画の作成と交付時

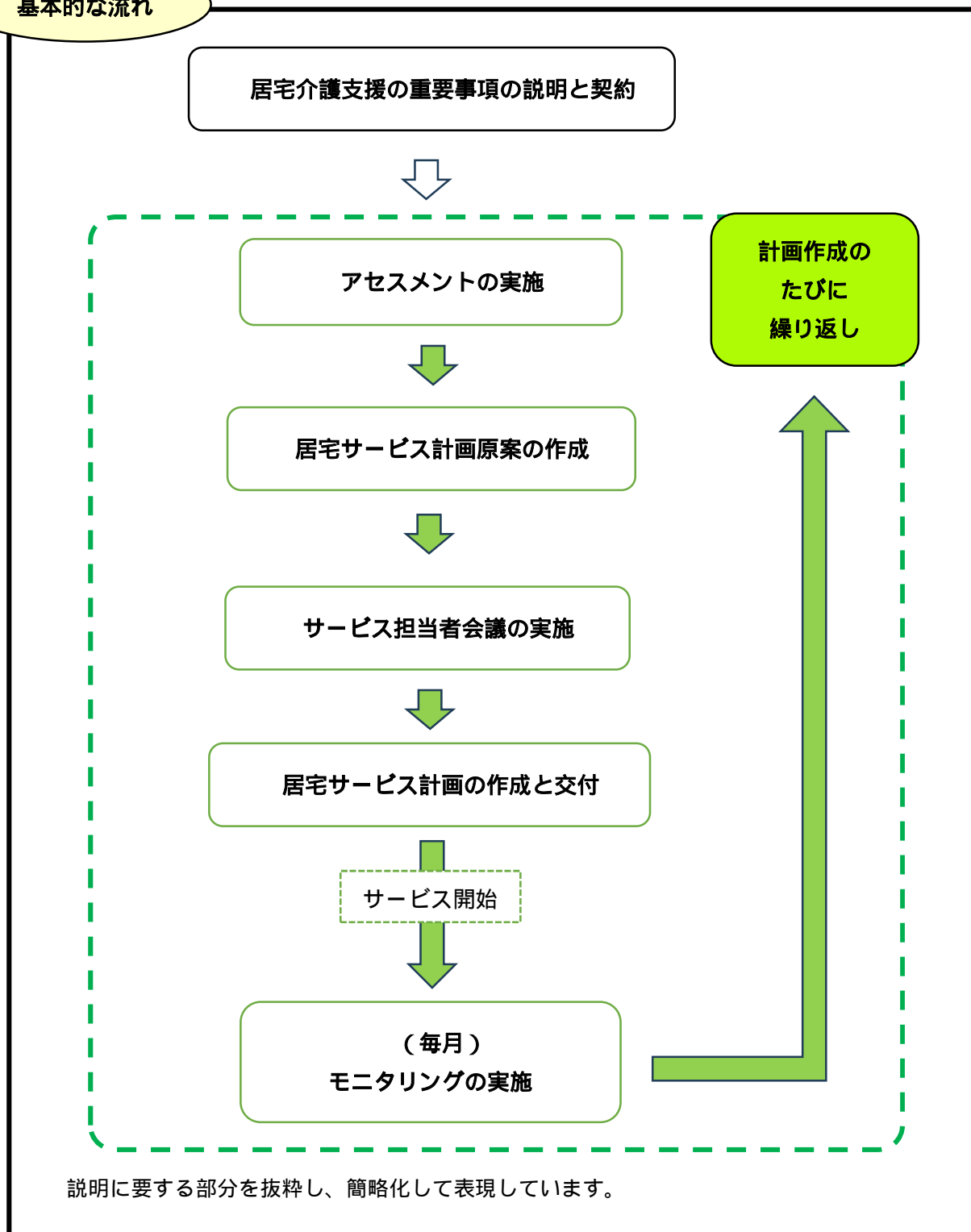
モニタリングの実施時

1 ケアマネジメント業務フローについて

はじめに

～ケアマネジメント業務フローと基本サイクルの確認～

基本的な流れ



2 各手続き時の注意したいポイント

指摘事例による注意点の紹介

自身の担当ケースで同様の事例がないか確認をしてください。

重要事項の説明及び契約時



重要事項を記した文書を交付し説明を行う際、提供する支援の内容について利用申込者から同意を得ていない。（または、同意を得たことが書面等で確認できない。）

支援の提供が開始された後に利用者から同意を得ている。

法改正等の修正内容が反映されていない説明書等を使用している。

（支援の開始以後も、説明書の内容に変更があったが、利用者へ変更点の説明をしていない。）

同意日等の日付欄が空白のままになっている。（日付の記載漏れ）

利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を介護支援専門員に紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない。（または、利用者がその内容を理解したことが署名等で確認できない。）

家族の個人情報について使用することの同意を当該家族から得ていない。

苦情対応に関する内容が説明書に記載されていない。

利用者が入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう利用者へ求めている。

重要事項説明書に第三者評価の受審状況に関する説明が記載されていない。

アセスメント実施時



アセスメントを実施していない。（実施漏れ）

アセスメントを行ったとの説明が口頭であるものの記録がない。（実施した事実が確認できない。）

アセスメントシートに23項目が網羅されていない。（内容不足）

アセスメントの実施がサービス担当者会議より後である。（適切なタイミングで実施されていない。）

アセスメントシートのチェック欄だけに入力があり、課題等の記述欄がほとんど未記入となっている。

アセスメントの結果から、居宅サービス計画に位置付けられたサービスの必要性が確認できない。（課題の分析が不十分）

前回のアセスメントシートをコピーし、日付を変えただけのシートになっており、適切なアセスメントを行った形跡がない。

利用者の提示する被保険者証の原本の内容を確認していない。

居宅サービス計画原案作成時



アセスメントに基づいた居宅サービス計画の原案を作成していない。

居宅サービス計画（以下、「計画」）原案の作成に当たり、利用者及び家族の希望を反映しているか不明確である。

計画を見直す状態像であるにもかかわらず計画が見直されていない。

医療系サービスを計画に位置付けているが、主治の医師等の意見を求めている。（または意見を求めたかが不明確）

サービス担当者会議実施時



サービス担当者会議（以下、「サ担」）を開催していない。

本人・家族・ケアマネの参加のみで、各サービス担当者を招集していない。

サ担を開催しているが、記録がなく（メモのみ）、担当者の専門的な見地からの意見を求めたことも確認できない。

欠席した担当者への意見照会を行っていない、又は意見照会を行っていることが確認できない。

サ担に参加が得られなかったサービス担当者の意見を照会しないまま計画を作成し、事後的に意見を照会している。

利用者へ居宅サービス計画書の交付後にサ担を実施している。

計画に福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を位置付ける場合に、当該福祉用具が必要な理由を計画に記載していない。（サ担等で必要性について検証が未実施）

継続して福祉用具を利用する際にサ担でその必要性を検証し、必要な理由を計画に記載していない。（福祉用具専門相談員のモニタリング結果を踏まえていない。）

対象福祉用具（歩行器・歩行補助杖・スロープ）を計画に位置付ける場合に、貸与又は販売のいずれかを選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等を利用者に説明していない。

居宅サービス計画の作成と交付時



居宅サービス計画原案について利用者又はその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得ていない。

居宅サービス計画原案について利用者ではなく、家族による同意を得ている。

居宅サービス計画を利用者及びサービス事業所の担当者へ交付していない。（または交付していることが確認できない。）

医療系サービスを計画に位置付けた場合に、意見を求めた主治の医師等に計画を交付していない。

翌月の利用内容について第6・7表を利用者に説明し、文書により同意を得ていない。

第6・7表を利用者へ交付していない。（または交付していることが確認できない。）

介護給付等対象サービス以外の福祉サービス等を計画に位置付けた場合に、その旨を計画に記載していない。（第3表の「週単位以外のサービス」欄に記載する等）

モニタリング実施時



1月に1回、利用者の居宅を訪問してモニタリングを行っているか確認できない。

モニタリングを行った結果を記録として残していない。

モニタリングシートをコピーし、日付を変えただけの記録状態が長期間続いているため、モニタリング記録が形式的に残されている状態となっている。（利用者の状況から、記録すべき事実があることが推測されるにもかかわらず記録されていない。）